

【情報法】

「メタバース」における 個人データの取扱い



大江橋法律事務所
パートナー 弁護士／ニューヨーク州弁護士
中山 貴博

▶ PROFILE

takahiro.nakayama@ohebash.com

第1 はじめに

Metaに社名変更したFacebookが毎年100億ドル(約1.4兆円)をメタバースに投資すると宣言して、約1年が経過しました。金額を聞くと凄まじいインパクトである一方で、自らの身の回りにおける具体的な変化を感じている方はまだ多くないようにも思えます。もしかすると無意識のうちに、もう少し劇的な何かを期待しているのかもしれない。

また、「メタバース」というキーワードがいわゆるパスワードになる傍らで、その近辺において「Web3.0」、「NFT」、「ブロックチェーン」といったパスワードと一緒に登場することもあり、これらがどのような関係にあり、我々の生活にどのような影響を及ぼすのかをイメージしにくい側面もあるのではないかと思います。

本稿では、メタバースというものがどういうもので、我々の生活にどのようにして関与してくる可能性があり、また、そのようなメタバース環境において個人データをどのように取り扱うべきかという点を検討します。

第2 メタバースというパスワードの中身

1 メタバースの概要

「メタバース」という用語に関しては様々な定義付けが試みられています。概要を理解するためには「仮想世界」と捉えておけば

問題ないと思います^{注)1}。1992年に出版された「スノウ クラッシュ」^{注)2}において登場した「Metaverse」という造語が、今になって脚光を浴びているのですが、過去の例を引き合いに出せば、2003年に登場した「セカンドライフ」や1999年に公開された映画「マトリックス」の世界が近いかもしれません。これらはいずれも、現実世界ではない「仮想世界」における活動を描いたものとなります^{注)3}。

2 メタバースと他のパスワードとの関係

メタバースはWeb3.0と関連付けて論じられることが多いと思います。ただ、メタバースとWeb3.0を関連付けることは必然でないという見解も多く、本項ではこの点について概要を検討します。

そもそもWeb3.0の定義自体が必ずしも明確ではありませんが、Web1.0からの潮流を概観すると少し見えてくるものがあるかもしれません。

Web1.0、Web2.0、Web3.0といった流れは、「read(読む)」、

注)1 岡嶋裕史「メタバースとは何か ネット上の『もう一つの世界』」(光文社、2022)は、「メタバースは、まだ辞書には載っていない言葉だが、辞書的な定義を書けば『サイバー空間における仮想世界』になるだろう。『サイバー空間』がわかりにくければ、そこを『インターネット』と読み替えてしまってもいいと思う。」として、メタバースを「インターネットにおける仮想世界」と表現しています。

注)2 Neal Stephenson「Snow Crash(Bantam Spectra Books、1992)」

注)3 マトリックスの世界では、2199年(頃)における現実世界で人間はただ眠っており、エネルギーを搾取されながらも現実世界さながらの仮想世界において快適な生活を送っていたというものでした。ここで描かれていた世界が現実化することは俄かに信じ難い(信じたくない)ですが、もしかすると、マトリックスの世界のように、仮想世界を現実世界と錯覚するような世界が訪れるのかもしれない。現時点でも、学校、職場、習い事教室、テーマパークや婚活といった様々なサービスもメタバース上で提供されており、「仮想」が「現実」の一部に取って代わっていきはじめています。「現実」と「仮想」の区別というものごとのように変遷していくのは筆者としても興味深いと感じています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

「write(書く)」、「own(所有する)」といった特性を有するように遷移していると言われることがあります。インターネットの商業利用が日本で開始された1993年以降、我々一般ユーザーは、企業や組織が記載した記事やニュースを読むことができましたが、HPを立ち上げる等して自らの記事を世界に発信することは相当の知識がないと難しいものでした。しかし、2000年代初頭以降、各種プラットフォームを通じて、我々は、自らの記事を書いて発信することが容易になりました。SNSを通じた日記、写真や動画の投稿、ブログの公開といった点が身近な例となります。Web3.0では、(どのようにして実現するのかは様々な試行錯誤がありますが)プラットフォームを介することなく個人と個人を繋ぐことで、記事を発信できることに加え、それを所有し、当該発信にまつわる権利関係を自らコントロールできる点が特性となるとされています。

これを踏まえてメタバースに目を向けると、メタバースを提供するプラットフォームの存在と、Web3.0が謳う個人と個人を繋ぐという点が必ずしも整合しない可能性があるという点に気付いていたかと思います。そのため、筆者としては、少なくとも現時点においては「Web3.0」と「メタバース」を一緒に論じる必要はなく、それぞれの特性を踏まえて何ができるかを検証することがよいと考えています^{注)4}。

そこで以下では、「メタバース」すなわち「仮想世界」において何ができるのか、現実世界におけるデータの取扱いと異なる場面があるのかといった点について検討します。

第3 メタバース上における 個人データの取扱い

1 メタバースにおける登場人物

メタバースは仮想世界であるがゆえにその世界を提供する事業者(プラットフォーム)や、その世界において商品やサービスを提供する事業者(サービス提供者)が存在します。我々(ユーザー)は、このようなプラットフォームが用意する空間において、サービス提供者によるサービスを楽しむことが可能となります。また、仮想世界にアクセスするために利用するデバイスを提供する事業者(デバイスメーカー)等も存在します^{注)5}。

2 メタバースにおいて発生する個人データの 種類と取得可能性及び粒度

極論を申し上げれば、メタバースにおいて発生する個人データは現実世界において発生するものと変わりはないはずです。すなわち、我々の日常生活においては、氏名・住所・性別・生年月日といった情報に、職業や役職、勤務地といった情報が加えられ、これに日々の移動・購買・健康等に関する様々な個人情報が付加され、種々の個人データが日々発生しています。

メタバースにおいては、アバターという存在を通じて活動することになるものの、プラットフォームへの登録時やサービス提供者の利用時において氏名や職業等を入力し、その後の購買履歴等が付加されていく形で個人データが発生するであろうことから、

注)4 デジタル庁「Web3.0研究会」における、デロイトトーマツコンサルティング合同会社作成の「Web3.0研究会報告書」においては、「現時点で存在するメタバースは、その多くがいわゆるWeb2.0型(運営者が存在し、中央集権的にシステムが構築されている)のものであるが、今後Web3.0型のメタバースが構築されていく可能性がある。」(33頁)とされており、将来において、Web3.0とメタバースが融合していくことがありうるのかもしれませんが(<https://www.digital.go.jp/councils/web3/>)。これにより何ができるようになるのかは、筆者も楽しみに待ちたいと思います。

注)5 このようなメタバース上での登場人物については、経済産業省「[仮想空間の今後の可能性と諸課題に関する調査分析事業]の報告書を取りまとめました」における、KPMGコンサルティング株式会社作成の「【報告書】令和2年度コンテンツ海外展開促進事業(仮想空間の今後の可能性と諸課題に関する調査分析事業)11頁参照(<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210713001/20210713001.html>)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならずに依頼されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

発生する情報の性質としては、両者に大差は無いであろうと考えます。

そして両者の大きな違いは、その取得可能性及び粒度にあるのではないかと考えます。現実世界においては、例えばスマホを持たずにコンビニに行き、現金で商品を購入した場合、移動・購買に関するデータが発生しますが、多くの場合誰にも取得されません^{注6}。スマホを通じて位置情報を取得しても、「XXXビルにいるのは分かるが何階にあるどの店にいるかは分からない」という粒度で取得されるにとどまる場合もあるでしょう。

他方で、メタバースにおいては、その一挙手一投足の全てをデータとして保存することが可能かつ容易です。例えば、「2023年4月2日13時43分27秒においてメタバース空間におけるYYYショップに入店し、商品α、β、γを閲覧した上で、入店から8分33秒後にαを購入した」といったような、より粒度の高い情報を取得することができます。さらには、VRゴーグルやフェイシャルトラッカー^{注7}を通じて目や唇がどのように動いたかといったデータも詳細に取得でき、上記の情報に、「αとγを何秒見た」「入店してすぐに視線を向けたのはβだった」といったデータが取得される可能性もあります。

このように、メタバースにおいては、現実世界でも発生しているデータを、容易に取得でき、かつ、その粒度が著しく細かい点が大きな特徴になると考えます。

3 利用目的特定の重要性

データを大量かつ詳細に取得できるとなると、そのようなデータを有効に活用する途を探しくなります。他方で、「いつか役に立つかもしれないから念のため」といった形で計画性なくデータを取

注6 知り合いと会ったり、監視カメラに撮影されているかもしれませんが、あくまで散在情報として整理されることがほとんどであろうと考えます。

注7 いわゆる「VTuber」が人間の動きと合わせて動く映像をご覧になられたことがある方もおられるかと思いますが、このような際に、人間とVTuberの行動をリンクさせることできるデバイスの一つがフェイシャルトラッカーです。

集することは、利用目的の特定義務(個人情報保護法17条1項)に反するばかりか、安全管理措置(同法23条)の観点からも好ましくありません。さらには、膨大なデータをユーザーが提供するメタバースにおいては、ユーザーに対して適切な説明を行うことが事業者としての信頼を得る重要なポイントとなるため、不用意にデータを収集するという行為は、そのみをもってしてユーザーの信頼を失う行為に繋がりがかねません。

そのため、どのようなデータを何のために利用するのかという点を、今まで以上に詳細に検討することが必要となります。もしかすると、入店時によく見られる場所が分かれば、メタバース上のみならず実世界での店舗レイアウトを構築することに役立つかもしれません。重要な点は、その利用目的をユーザー、引いては世間一般に対して説明し、納得を得ることです。納得を得ることができないような利用目的を掲げるべきではありませんし、そうであれば当該データは不要として取得しないという判断をすることが、ユーザーの信頼を獲得する有効な方法になります。

4 個人情報の取得主体の整理

メタバースを提供する主体がプラットフォームとなることから、メタバース環境で発生する全てのデータをプラットフォームが取得することになるかもしれません。また、ユーザーがサービス提供者を利用すれば、ユーザーからサービス提供者にデータが提供されることになります。その際、プラットフォームからサービス提供者に対して必要な情報が提供されるかもしれませんし、反対に、サービス提供者が取得したデータがプラットフォームに提供されるかもしれません。

また、VRゴーグルやフェイシャルトラッカーの利用に関するデータは、デバイスメーカーが取得し自らのR&Dに活用する可能性もありますし、それらのデータがプラットフォームやサービス提供者に提供される可能性もあります。

メタバース上でのやり取りは全てデータ化されるため、誰がどの

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

データを取得するののかといった点、具体的には、自らがどの立場にありどのようなデータを取得しているのか、当該取得は自らのためなのか第三者のための受託者として取得しているのか、当該データを第三者に提供することはあるのかといったデータのフローを整理し、当該整理に応じた対応を取る必要があります。

5 適用される法令

現実世界においても、個人データ含むデータは一瞬で国境を越えて移転します。インターネットを通じて日本にいながら世界中にサービスを提供することができる反面、どの国の法令が適用されるのかという点は常に悩ましい問題となります。皆様も、欧州のGDPRやカリフォルニア州のCCPA/CPRAといった法令の適用を検討されたご経験があるかもしれません。

メタバースにおいては、現実世界では提供が困難なサービスであっても、世界中に容易に提供することができ、世界中のサービスを享受することが可能になるでしょう。そうすると、各国法の適用関係はさらに複雑になるであろうと想像しています。

例えば、GDPRは、欧州域内に拠点を持たない事業者であっても、欧州に対してサービスや商品を提供し、欧州をターゲットにしているような場合には、欧州域外の事業者に対してGDPRを適用するとしています(GDPR3条2項(a))。この「ターゲット」にしているか否かについては各種の事情を考慮することになりますが、例えば、欧州の言語を用いたサービスであることや、欧州の通貨(Euro)による決済が可能であるような場合、GDPRが適用されるという方向に傾く事情となります^{注)8}。

CCPAが適用される「Business」はその要件として、「does

business in the State of California」(カリフォルニア州で事業を営むこと)という点を挙げます(1798.140(d)(1))。この具体的内容はCCPAでは明らかにされていませんが、カリフォルニア州税法を参照してカリフォルニア州における売上や保有不動産等の金額を基準にする考え方や、カリフォルニア州の裁判管轄が及ぶか否かという点を基準にする考え方が存在します。

メタバースにおいては、世界中にサービスを提供する過程で、もしかすると、世界中の言語を用いてサービスを提供することになるかもしれません(翻訳ソフトの活用も相俟ってこのような対応が可能になるかもしれません)。また、通貨についても、Euroのような法定通貨ではなく暗号資産が利用される可能性があります。カリフォルニア「州内」での売上や保有不動産をどのようにカウントするのかといった問題もあるかもしれません。

そうすると、既存の法令の枠組みでは対応しきれず、メタバースという仮想世界への事象に対応するための法整備が進むかもしれません。現時点で重要なのは、データの移転にともなって適用される法令が変化しうること、及び、これらの法令への対応ができる地力を養っておくことであろうと考えます。

6 今後の対応

以上をご覧いただくと、メタバース上での個人データの取扱いについては、メタバースゆえの特性はあるものの、基本的な対応は現実世界におけるものと大差はないと感じていただけるかもしれません。

どのようなデータを何のために取得する必要があるのかという観点から利用目的を特定しユーザーに対して適切に説明する、データの取得・提供に関するフローを正確に整理する、適用される法令を踏まえて対応を実践していくといったこれらの点は、現時点で皆様がまさに対応されていることだろうと思います。メタバースにおいては、処理されるデータが膨大かつ詳細になる関係で、これらの対応の重要性が増し、また、適用法への対応が増える可

注)8 The European Data Protection Board「Guidelines 3/2018 on the territorial scope of the GDPR」(https://edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/guidelines/guidelines-32018-territorial-scope-gdpr-article-3-version_en) 16~17頁参照。なお、個人情報保護委員会の仮訳については以下を参照(https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chiritekitekiyouhanni_guideline2.1.pdf)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

能性があるものの、現実世界における事業と同様に、基本に忠実に対応し個人データを取り扱うことが王道なのだろうと感じています。

第4 最後に

メタバースにおける世界がどのようなものになるかはまだまだ分かりませんが、今ある事象に適切に対応し、経験を積むことが、メタバースにおいて事業を展開する際に必ず役に立つことになります。

筆者は、留学等でアメリカ、ドイツ、マレーシアといった国に住んだ経験があります。もちろん、どの国にも素晴らしい面がありますが、同時に、日本の製品やサービスの素晴らしさを常に感じていました。陸続きの国々に比べるとアクセスが悪い日本において、これ程までにインバウンド需要があることが、日本の企業やカルチャーの素晴らしさを物語っています。

メタバースにおいては、このような地理的要因を考慮する必要なく、世界中にサービスを提供することが可能になるだろうと信じています。皆様のサービスがメタバースを通じて世界中に届くことになる際に、本稿が少しでもお役に立てば幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。